

別紙 料金表

【基本料金】（月額）

地域加算（区分）＝10,83円（3級地）

	小規模多機能型居宅介護費	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450 単位	¥3,723	¥7,447	¥11,170
要支援2	6,972 単位	¥7,551	¥15,101	¥22,652
要介護1	10,458 単位	¥11,326	¥22,652	¥33,978
要介護2	15,370 単位	¥16,646	¥33,291	¥49,937
要介護3	22,359 単位	¥24,215	¥48,430	¥72,644
要介護4	24,677 単位	¥26,725	¥53,450	¥80,176
要介護5	27,209 単位	¥29,467	¥58,935	¥88,402

【食事・宿泊料金】

朝食	¥450
昼食（おやつ込）	¥700
夕食	¥550
弁当	¥450
1泊	¥3,000

【通常の事業実施区域を越えて行う送迎費用】

事業所から概ね1km未満・・・¥100（片道）
上記から1kmを超えるごとに・・・¥50（片道）

【加算】

※下記の加算は、算定要件が合致した場合にご請求させていただきます。

加算名	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30 単位	¥32	¥65	¥97	*1
認知症加算Ⅰ	920 単位	¥996	¥1,993	¥2,989	*2
認知症加算Ⅱ	890 単位	¥964	¥1,928	¥2,892	
認知症加算Ⅲ	760 単位	¥823	¥1,646	¥2,469	
認知症加算Ⅳ	460 単位	¥498	¥996	¥1,495	
看護職員配置加算Ⅰ	900 単位	¥975	¥1,949	¥2,924	*3
看護職員配置加算Ⅱ	700 単位	¥758	¥1,516	¥2,274	
看護職員配置加算Ⅲ	480 単位	¥520	¥1,040	¥1,560	
訪問体制強化加算	1000 単位	¥1,083	¥2,166	¥3,249	*4
総合マネジメント加算Ⅰ	1200 単位	¥1,300	¥2,599	¥3,899	*5
総合マネジメント加算Ⅱ	800 単位	¥866	¥1,733	¥2,599	
科学的介護推進体制加算	40 単位	¥43	¥87	¥130	*6
サービス提供強化加算Ⅰ	750 単位	¥812	¥1,625	¥2,437	*7
サービス提供強化加算Ⅱ	640 単位	¥693	¥1,386	¥2,079	
サービス提供強化加算Ⅲ	350 単位	¥379	¥758	¥1,137	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数に1000分の102に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数に1000分の76に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数に1000分の42に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅳ	加算Ⅱに100分の90に相当する単位数				
介護職員処遇改善加算Ⅴ	加算Ⅱに100分の80に相当する単位数				
特定介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算Ⅱに1000分の15に相当する単位数				

特定介護職員処遇改善加算Ⅱ	加算Ⅱに1000分の12に相当する単位数
ベースアップ等支援加算	合計単位数に1000分の17に相当する単位数

- *1 登録した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数が加算されます。
また30日を超える入院後に、利用を再開する時も同様です。
- *2 認知症加算（Ⅰ）
- ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
 - ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
- 認知症加算（Ⅱ）
- ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- 認知症加算（Ⅲ）
- 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の場合、加算Ⅰが算定されます。
- 認知症加算（Ⅳ）
- 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡで要介護2の場合、加算Ⅱが算定されます。
- *3 Ⅰ常勤看護師を1名以上 Ⅱ常勤准看護師を1名以上 Ⅲ常勤換算法で1名以上配置していること。
- *4 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置していること。
延べ訪問回数が1か月当たり200回以上であること。
- *5 随時、介護支援専門員・看護師・介護職員・その他関係者が共同し小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行うこと。
地域における多様な活動が、確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、行事や活動に積極的に参加していること。
- *6 利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービス適切かつ有効に提出するために必要な情報を活用していること。
- *7 研修計画を作成し、研修を実施又は予定していること。
介護従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。
（Ⅰ）介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上
（Ⅱ）介護福祉士の占める割合が50%以上
（Ⅲ）以下のいずれかに該当すること
- ①介護福祉士が40%以上
 - ②常勤職員が60%以上
 - ③勤続7年以上が30%以上